

# 田辺市グリーン購入基本方針

平成17年5月1日策定

## 1 目的

この方針は、製品の購入及び印刷物の発注並びにこれらの物品の使用及び廃棄に際して、田辺市が環境上配慮すべき事項を定め、市民及び事業者にも率先して、価格や品質だけでなく環境への負荷ができる限り少ない物品の導入並びに適切な物品の使用及び廃棄を推進し、もって地球及び地域環境への負荷の低減に資することを目的とする。

なお、この方針に基づき、各課室等はグリーン購入に積極的に取り組むこととする。

## 2 定義

- (1) グリーン購入： 製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に、価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。
- (2) 環境物品： この基本方針において「環境への負荷ができる限り少ない物品（以下「環境物品」という。）」とは、その物品の資源採取から製造、流通、使用、廃棄、リサイクル等の物品ライフサイクル全体を通して与える環境への負荷が、他の物品と比べて低いものをいう。
- (3) 環境物品調達品目： 市がグリーン購入を推進する環境物品等の種類
- (4) 判断基準： 環境物品調達品目について、調達するための基準を定めたもの
- (5) 配慮事項： (3)の判断基準とはしないが、環境物品等を調達するにあたって、さらに配慮することが望ましい事項（以下「配慮事項」という。）。

### 3 適用範囲

- (1) 市長部局
- (2) 水道部
- (3) 消防本部
- (4) 教育委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 監査委員会事務局
- (7) 議会事務局
- (8) 農業委員会事務局

### 4 基本原則

- (1) 各課室等において、物品の購入、廃棄等を行う場合には、環境への負荷が少ないものを優先的に選択し低減に努めることとする。
- (2) 物品等の調達総量をできるだけ削減する。特に、グリーン購入を推進することによって物品等の調達量が増加しないようにする。
- (3) 業務に使用するうえで必要のない機能、品質及び利便性を有する物品等を調達しないようにする。
- (4) 環境物品の調達にあたっては、できる限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- (5) 環境物品等の機能、効果が生かせるよう長期使用や分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。
- (6) 各課室等は、保管する在庫品の圧縮と適正管理を徹底する。

## 5 対象範囲

グリーン購入に重点的に取り組む対象は次のとおりとする。

- ① 紙類
- ② 文具類
- ③ オフィス家具等
- ④ OA機器
- ⑤ 移動電話
- ⑥ 家電製品
- ⑦ エアコンディショナー等
- ⑧ 温水器等
- ⑨ 照明
- ⑩ 自動車等
- ⑪ 消火器
- ⑫ 制服・作業服
- ⑬ インテリア・寝装寝具
- ⑭ 作業手袋
- ⑮ その他繊維製品
- ⑯ 設備
- ⑰ 防災備蓄用品
- ⑱ 公共工事
- ⑲ 役務
- ⑳ その他市で購入するもの

## 6 環境物品の選定

- (1) 物品等の調達が可能であり、かつ、価格面においても著しく割高とならないもの。
- (2) (1) 以外で、環境への負荷等を削減するうえで特に調達すべきもの。
- (3) 環境物品調達品目は、毎年度環境省が発表する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずるものとする。

## 7 判断基準と配慮事項

判断基準、配慮事項は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずるものとする。

## 8 物品調達原則

- (1) 環境物品調達品目に該当する物品等を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品等の中から調達する。また、配慮事項を満たしているかどうかも考慮する。
- (2) 環境物品調達品目に該当する物品の調達に当たって、基準を満たす環境物品が調達できないときは、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものを調達する。
- (3) 環境物品調達品目に該当しない品目についても、できる限り環境物品等を調達する。この場合、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものがある場合は、これらの製品等を優先して調達するものとする。
- (4) 環境物品調達品目以外の環境物品等を調達しようとする場合に、経費が著しく割高となるときは、環境物品等でないものを購入することができる。

## 9 情報の提供

- (1) 環境課は、グリーン購入を推進するうえで必要な情報を関係者に提供するものとする。
- (2) グリーン購入の取組を普及するため、市民及び事業者が環境への負荷ができる限り少ない製品に関する情報の提供に努める。

## 10 その他

この基本方針は、平成24年4月1日から施行する。